

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24 件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	格納容器冷却海水系（C、D）運転確認にともない同系海水ポンプ（C）を起動すべきところ、誤って格納容器冷却水ポンプ（C）を起動させたため、当該冷却水ポンプを即時停止、対応検討	C	
2	2号機	残留熱除去系熱交換器（B）入口弁において、全開位置表示灯点灯にもかかわらず、電動駆動部開度計に指示値不良（開度100%を指示せず）が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
3	3号機	タービン補機冷却系ポンプ（A・B・C）の各出口圧力計指示値と同ポンプ出口側母管圧力計指示値に差異が認められたため、当該出口側母管圧力発信器を点検・修理	D	
4	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却水ポンプ室局所空調機ユニットの冷却水配管の保温材の一部（保温材すき間部）より結露水の滴下が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
5	5号機	中央制御換気空調系冷凍機（A）点検において、クランクケースのネジ孔にネジ山つぶれが認められたため、対応検討	D	
6	5号機	アラップ（ALAP）建屋換気空調系冷却装置膨張水タンクの補給水配管に錆が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
7	5号機	タービン建屋換気空調（給気側）設備の冷却コイル入口側止め弁に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	ガスボンベ貯蔵室の西側扉下部に腐蝕が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
9	5号機	水素注入試験装置冷却用散水設備給水弁のグランド押さえ部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	6号機	復水器（A）第2水室逆洗操作時、同逆洗弁が逆洗位置にもかかわらず、逆洗位置表示用リミットスイッチの動作不良により正洗・逆洗位置表示灯が両点灯したため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
11	6号機	ヒータドレンポンプ（B）用電動機下部軸受部よりグリースの漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	6号機	残留熱除去系（A）ポンプ室（原子炉建屋地下2階）の床ドレンファンネルのガラスワイパー用ハンドルに破損が認められたため、当該ガラスワイパーハンドルを交換	D	
13	6号機	残留熱除去系（A）ポンプ室（原子炉建屋地下2階）の壁付きコンセントに破損が認められたため、当該コンセントを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	原子炉建屋換気空調（給気側）設備プレナム近傍の電線管に腐食が認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
15	6号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン（A）の電線管に発錆が認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
16	6号機	常用系電気品室換気空調系冷却水タンク補給水ライン圧力調整弁前弁、後弁、ドレン弁に発錆が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	6号機	ドライウェル除湿冷却系薬品注入配管の保温材の一部より結露水のにじみが認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
18	6号機	タービン建屋2階原子炉建屋換気空調（排気側）設備室の床面に塗装の剥離が認められたため、当該床面を点検・修理	D	
19	6号機	タービン建屋2階廃棄物処理建屋換気空調（給気側）設備室の床面に塗装の剥離が認められたため、当該床面を点検・修理	D	
20	6号機	換気空調系非常用系電気品室空調機の加熱蒸気戻り系配管の保温材に破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
21	6号機	廃棄物処理建屋換気空調（給気側）設備室の電線管およびサポートに発錆が認められたため、当該電線管およびサポートを点検・修理	D	
22	6号機	廃棄物処理建屋換気空調（給気側）設備（B）プレナムドレン配管にピンホール（6ヶ所）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
23	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）排ガスブロワ（A）出口側逆止弁に固着（開位置）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	その他	低レベル放射性廃棄物搬出検査設備用放射能測定装置用計算機において、納入メーカーより同計算機の測定値端数処理プログラムに誤りがあるとの連絡を受けたため、既測定データを評価、および対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで